

公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年12月25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第115号

公印規則の一部を改正する規則

公印規則（昭和37年名古屋市規則第 9号）の一部を次のように改正する。
別表市長印の項中

「

やまと 古字	方 21	税 務 事	税務事務専用	財政局 税務部 税制課長	
		名 古 屋			
		市 長 印			
		務 専 用			

を

」

「

やまと 古字	方 21	税 務 事	税務事務専用	財政局 税務部 税制課長	
		名 古 屋			
		市 長 印			
やまと 古字	方 4	務 専 用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務（電子印を使用するものに限る。）専用	スポーツ 市民局 地域振興 部 住民課長	
		名 古 屋			
		市 長 印			

に改

」

め、同項用途の欄中「追記事務専用」を「追記事務（電子印を使用するものを除く。）専用」に改める。

附 則

この規則は、令和 7年 3月 3日から施行する。